主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人塩田親雄の上告理由について。

記録によると、上告人は第一審第一回口頭弁論期日に被告として合式の呼出を受 けながら出頭しなかつたため(不出頭理由については届出も疏明もない)、昭和三 二年六月二八日敗訴の判決を言い渡されるや、原審に控訴を申し立てた、原審は同 年七月二二日本件につき和解を試みるべきことの決定をなし、その受命判事は和解 勧告期日を同月二九日と定めたが、同期日において控訴人(上告人)代理人塩田親 雄は次回に再度勧告ありたき旨申し立て受命判事は和解勧告期日を同年八月一六日 に続行することとしたが、同続行期日に至つて和解勧告を打ち切つた、同年九月一 八日上告人は原審に人証申立書と題する書面を提出して本件手形の振出に当つては 受取人との間に手形支払方法につきこれを融通手形とする旨の特約があつた点につ いて証人としてDの尋問を申請するところがあつた、原審第一回口頭弁論期日に当 事者双方の代理人が出頭し控訴の趣旨の陳述、答弁、事実の陳述をなし、控訴人代 理人は右証人Dの喚問を申請し、原審は申請を採用し次回に同証人を尋問すべき旨 決定し、同年一二月二〇日午前一〇時の第二回口頭弁論期日においては右証人は理 由を届出でることなく出頭しなかつたため原審はその取調の決定を取り消し控訴人 (上告人)の証拠調申請を却下した上弁論を終結した、右証拠調却下、弁論終結の 措置に対しては控訴人代理人は何等異議を挿まずまた弁論再開の請求をもしなかつ た、かくて原審は原判示理由により控訴を棄却する原判決を言い渡した。以上の訴 訟経過が認められる。

右訴訟経過における上告人側の訴訟態度に照らすときは原審が上告人の右唯一の

証拠の申請を却下して上告人の控訴を棄却した原判決は必ずしも所論のような訴訟 法違背があるものというに足りない。論旨は採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	垂	水	克	己
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	高	橋		潔
裁判官	石	坂	修	_